

○岡山市社会教育指導員規則

昭和47年7月1日

市教育委員会規則第4号

改正 昭和52年8月19日市教育委員会規則第5号

(設置)

第1条 岡山市教育委員会(以下「委員会」という。)は、社会教育の振興を図るため、岡山市教育委員会事務局に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 指導員は、非常勤とする。

(解嘱)

第4条 委員会は、指導員が次の各号の一に該当すると認めるときは、指導員を解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐え得ないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 指導員としてふさわしくない行為があつたとき。

(職務)

第5条 指導員は、社会教育の振興を図るため、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 社会教育の特定分野についての直接指導
- (2) 学習相談又は社会教育関係団体の育成

(服務)

第6条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、委員会の許可があつた場合を除き職務上知ることができた秘密をもらしてはならない。

(勤務)

第7条 指導員は、週24時間程度勤務しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年市条例第36号)別表第1及び別表第3中嘱託員の報酬及び費用弁償の額の範囲内で報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬及び費用弁償の額については、委員会が別に定める。

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年市教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。